

革新的技術開発・緊急展開事業（うち先導プロジェクト）  
研究課題評価実施要領

第1 趣旨

革新的技術開発・緊急展開事業（うち先導プロジェクト）（以下「先導プロジェクト」という。）の進捗管理を行い、効率的で効果的に事業を行うため、基礎的委託研究事業実施規程（15規程第73号。以下「規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、研究開発計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価を行う委員会等

- 1 先導プロジェクトの評価は、運営規則第1条で設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部有識者等により構成するものとする。
  - (1) 先導プロジェクトの評価について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
  - (2) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う評価結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、研究開発計画と利害関係を有する者は選任しない。

利害関係を有する場合は、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

  - (1) 当該研究開発計画の中で研究課題担当者となっている場合。
  - (2) 当該研究開発計画の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
  - (3) 当該研究開発計画の研究課題担当者と親族関係にある場合。
  - (4) 当該研究開発計画の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
  - (5) 当該研究開発計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
  - (6) 当該研究開発計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
  - (7) その他、所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

### 第3 試験研究成果の評価方法等

- 1 評議委員会は以下の分野別に開催する。
  - (1) 畜産・酪農
  - (2) 園芸
  - (3) 水田作
  - (4) 畑作
  - (5) 水産
  - (6) 林野
- 2 生研支援センターは、研究成果に対する評価を記入するための様式を作成し、委員等に配布又は送付し、収集又は回収し、集計する。
- 3 評価は、規程第15条に基づき行うこととし、同条第3項の規定により研究代表者に提出させる資料等（以下「評価資料等」という。）に基づき作成する評定案により評定を行う。
- 4 委員会は、評価の終了後、遅滞なく評価結果を取りまとめる。
- 5 上記評価結果を取りまとめたとき、生研支援センターは研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要をウェブサイト等で公表する。

### 第4 試験研究成果の評価

- 1 評価は、単年度評価及び終了時評価に分けて行うこととする。
- 2 単年度評価は、研究開発計画ごとに、各年度に達成すべき研究開発計画の目標に対する試験研究の成果の達成の程度について、評定することを目的とする。
- 3 終了時評価は、研究開発計画ごとに、研究終了年度までに獲得された研究開発計画に係る試験研究の成果の達成度や研究成果の波及効果等について、評定することを目的とする。

### 第5 単年度評価

- 1 単年度評価は、毎年度（終了時評価を行う年度を除く。）の終了時において、以下のとおり実施することとする。

単年度評価を研究開発計画ごとに評価資料等を基に、委員会が当該研究開発計画の研究代表者等からの報告聴取等及び総合的な検討をすることにより評定を行う。
- 2 評定案は、委員のそれぞれが研究開発計画ごとに、別表1に定める評点と講評を付すことにより作成する。

### 第6 終了時評価

- 1 終了時評価は、研究終了年度の終了時に、研究開発計画ごとに評価資料等を基に、委員会が当該研究開発計画の研究代表者等からの報告聴取等及び総合的な検討をすることにより評定を行う。
- 2 評定案は、委員のそれぞれが研究開発計画ごとに、別表2に定める評点と講評を付すことにより作成する。

## 第7 評価結果の反映

生研支援センターは、単年度評価における委員会の評価、本事業の結果を先導プロジェクト推進委員会及び運営委員会に報告する。先導プロジェクト推進委員会は、評議委員会における評価結果等に基づく分野毎の次年度の予算配分額を決定する。運営委員会は、評議委員会における評価結果等に基づき分野内の各研究課題の予算額配分額を決定する。

また、生研支援センターは運営委員会において次年度において改善すべきとされた研究開発計画の事項について、必要に応じて研究代表者に評価結果に基づく評価資料等及び次年度の研究開発計画の修正を指示するものとする。

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。運営について疑義が生じた場合は、生研支援センター所長が裁定するものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年11月25日より施行する。

別表 1

革新的技術開発・緊急展開事業（うち先導プロジェクト）  
単年度評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	当該年度の目標を大幅に上回り、優れた成果が得られた。
	4	当該年度の目標を上回り、良好な成果が得られた。
	3	当該年度の目標を達成し、予定した成果が得られた。（標準）
	2	当該年度の目標達成を下回る研究成果であり、一層の努力が必要である。一部の分担課題については研究計画の変更も検討する必要がある。
	1	当該年度の目標を大幅に下回る研究成果であり、研究計画の全面的な見直しが必要である。研究全体の打ち切り又は一部の分担課題については研究を中止する。
2) 進捗状況	a	当該年度の研究計画を大幅に上回る進捗認められた。
	b	当該年度の研究計画に沿った期待通りの進捗が認められた。
	c	当該年度の研究開発計画を下回る進捗状況である。
3) 開発された技術の新規性、先導性、優位性	a	開発される技術は、新規性、先導性、優位性が非常に高く、将来における現場の重要課題の解決のため、大いに貢献することが期待できる。
	b	開発される技術は、新規性、先導性、優位性が高く、将来における現場の重要課題の解決のため、貢献することが期待できる。
	c	開発される技術は、新規性、先導性、優位性が低く、将来における現場の重要課題の解決のため、貢献することが期待できない。
4) 研究成果の公表等	a	発表論文等や知的財産権の出願などが多く、当該年度の研究成果の公表が活発である。（発表論文等や知的財産権の出願があり、当該年度の研究成果の公表準備も順調に進んでいる。）
	b	発表論文等や知的財産権の出願などがあり、当該年度の研究成果の公表が順調に進んでいる。（発表論文等や知的財産権等の当該年度の研究成果について、公表準備が順調に進んでいる。）
	c	研究成果の公表が少なく、発表論文等や知的財産権の出願などを強化する必要がある。（発表論文等や知的財産権等の当該年度の研究成果の公表準備が遅れており、取り組みを強化する必要がある。）

	5) 研究体制	a	コンソーシアム構成員、研究実施者間等の連携が十分図られており、非常に良好な推進体制である
		b	コンソーシアム構成員、研究実施者間等の連携が計画通り図られている。
		c	コンソーシアム構成員、研究実施者間等の連携が不十分であり、推進体制の改善を検討する必要がある。
	6) 開発された技術の波及効果	a	開発される技術は、対象項目が多く、対象地域が広いなど、波及効果が非常に高い。
		b	開発される技術は、対象項目が多く、対象地域が広いなど、波及効果が高い。
		c	開発される技術は、対象項目が少なく、対象地域が狭いなど、波及効果が低い。

※ 特に低い点を付した場合には、必ずその理由を記載願います。

※ 評価の目安の括弧内は、研究計画の初年度の目安です。

別表 2

革新的技術開発・緊急展開事業（うち先導プロジェクト）  
終了時評価基準

評価項目	評点	評価の目安
1) 総合評価	5	研究開発計画の研究終了時に達成すべきアウトプット目標を大幅に上回って達成しており、農林水産業の収益および生産性の向上に著しく寄与する優れた成果が得られた。
	4	研究開発計画の研究終了時に達成すべきアウトプット目標を上回って達成しており、農林水産業の収益および生産性の向上に寄与する良好な成果が得られた。
	3	研究開発計画の研究終了時に達成すべきアウトプット目標を達成しており、期待通り農林水産業の収益向上および生産性の向上に寄与する成果が得られた。（標準）
	2	研究開発計画の研究終了時に達成すべきアウトプット目標達成が不十分であり、農林水産業の収益向上および生産性の向上に寄与するためには、解決すべき課題が残された。
	1	研究開発計画の研究終了時に達成すべきアウトプット目標を大幅に下回る達成であり、農林水産業の推進への貢献は期待できない。
2) 開発した技術の農林水産現場への普及体制	a	設定したアウトカム目標（研究開発成果の実用化時点での達成目標）達成のため、研究期間終了後においても研究成果の活用が十分になされるよう継続的な研究実施体制を構築している。
	b	設定したアウトカム目標（研究開発成果の実用化時点での達成目標）達成のため、研究期間終了後においても研究成果の活用が可能な研究実施体制の構築が進んでいる。
	c	設定したアウトカム目標（研究開発成果の実用化時点での達成目標）達成のため、研究期間終了後においても研究成果の活用が可能な研究実施体制が構築されていない。
3) 研究開発の成果	a	開発された技術は、実証研究あるいは市販化に向けた研究への移行が可能な水準に到達しており、研究期間内に実用化に向けた実証研究等を開始している。
	b	開発された技術は、実証研究あるいは市販化に向けた研究への移行が可能な水準に到達しており、研究期間終了後に実用化に向けた実証研究等を実施することが可能である。
	c	開発された技術は、実証研究あるいは市販化に向けた研究へ移行可能な水準に到達しておらず、研究期間終了後に実用化に向けた実証研究等を実施するには、解決すべき課題が多い。

	4) 研究成果の公表等	a	発表論文等、知的財産権の出願やアウトリーチ活動などが多く、研究成果の公表が著しく活発である。
		b	発表論文等、知的財産権の出願やアウトリーチ活動など、研究成果の公表は期待通りである。
		c	発表論文等、知的財産権の出願やアウトリーチ活動など、研究成果の公表は少ない。
	5) 研究開発の効率性	a	投入人員やコストに対してきわめて高い経済的波及効果が期待される成果が得られると見込まれる。
		b	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される経済的波及効果は妥当なものと思込まれる。
		c	投入人員やコストに対して得られた成果から期待される経済的波及効果はきわめて不十分と考えられる。
	6) 研究成果達成に向けた連携	a	構成員や研究実施者間との連携に関して、優れた対応がとられ、顕著な成果が得られた。
		b	構成員や研究実施者の連携が計画通り実施され、目的とする成果が達成された。
		c	構成員や研究実施者間との連携を図ることができず、目的とする成果を達成できなかった。

※ 特に低い点を付した場合には、必ずその理由を記載願います。